

## 研修科目の免除について

### 1 趣旨

「介護員養成研修の取扱細則について」（平成 24 年 3 月 28 日付け老振発 0328 第 9 号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「通知」という。）において、各都道府県の判断で介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程の一部を免除できるとされていることについて、その具体的な取扱いを定める。

### 2 介護職員初任者研修を受講する場合

#### (1) 修了していると免除を受けられる研修

生活援助従事者研修、入門的研修、認知症介護基礎研修、訪問介護に関する三級課程

※ それぞれ通知に記載されているものをいう。

#### (2) 科目の読み替え

通知別添 2 のとおり

### 3 生活援助従事者研修を受講する場合

#### (1) 修了していると免除を受けられる研修

入門的研修、認知症介護基礎研修、訪問介護に関する三級課程

#### (2) 科目の読み替え

通知別添 7 のとおり

### 4 【参考】各研修時間数と免除時間数（概要版） ※詳細は通知別添 2、7 のとおり

（単位：時間）

	初任者 研修	生活援助 従事者研修	入門的 研修	認知症介護 基礎研修	3 級課程 に関する 訪問介護に 関する
1. 職務の理解	6	2			3
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9	6			3
3. 介護の基本	6	4	6		
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9	3			
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6	6			
6. 老化の理解	6	9	6	6	
7. 認知症の理解	6		6		
8. 障害の理解	3	3	3		
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	75	24			7
10. 振り返り	4	2			
その他					37
合計	130	59	21	6	50
初任者研修を受ける際の免除時間数	—	59	21	6	13
生活援助従事者研修を受ける際の免除時間数	—	—	16	3	12

※ 初任者研修の内容（1～10）と各研修の内容が重複する部分に研修時間を記載